

令和8年度厚木市自治基本条例推進委員会第3回会議 会議録

- 1 日 時 令和8年8月7日（金）午後5時から7時まで
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎 16 階 会議室B
- 3 出席者 厚木市市民協働推進委員 7 人
市民交流部長、市民協働推進課長、市民協働推進係長、市民協働推進係主任
- 4 傍聴者 なし
- 5 案 件
 - (1) 自治基本条例の見直し（総点検）に係る答申（案）について
 - (2) 令和7年度市民参加手続の実施結果について
 - (3) 令和8年度市民参加手続の報告について
- 6 配付資料
 - (1) 次第
 - (2) 【資料1】自治基本条例の見直し（総点検）に係る答申について
 - (3) 【資料2】答申書（案）
 - (4) 【資料3】令和7年度市民参加手続実施状況一覧
 - (5) 【資料4】令和8年度市民参加手続対象行為一覧（実施）
 - (6) 【資料5】令和8年度市民参加手続対象行為一覧（省略）
 - (7) 【参考資料1】厚木市自治基本条例逐条解説改定履歴
 - (8) 【参考資料2】厚木市自治基本条例逐条解説第5次改訂版 新旧対照表
- 7 会議の内容
 - (1) 自治基本条例の見直し（総点検）に係る答申（案）について

【事務局】

資料1～2に基づき説明

【委員】

子どもの定義は、法律によって異なることから、こども基本法に揃える必要はない。

答申（案）にもあるように、今回改正しないと決めるのではなく、10 年前に選挙権の年齢が 18 歳以上に引き下げられたように、これからも社会状況や環境が変わってくると思うので、継続的に検討していく必要があると思う。

【委員】

自治会について、加入している世帯と加入していない世帯を市で把握しているか。

【事務局】

市が把握するのは難しいです。

【委員】

私の自治会では、どの家が加入しているか、していないかを全て把握しているが、引っ越してきて自治会から加入の案内がない、入り方が分からないといった方もいると思う。

【事務局】

自治会に加入している世帯と加入していない世帯については、一軒一軒聞かないと分からないので、市ではそういったデータは持ち合わせておらず、加入世帯数などは、各自治会で把握しているデータを基に算出しています。

また、自治会の加入方法についてですが、過去に実施した自治会に関するアンケートによると、加入の仕方が分からないという声が多かったのもあり、8 月 1 日から市のホームページから加入の取次ぎができるようにしました。インターネットから住所やお名前などを入力してもらえると、市から自治会長にその方の情報を提供し、自治会から加入希望者に連絡するというシステムとなっています。

広報あつぎ 8 月 1 日号の自治会特集でも紹介しましたところ、早速 4 件程度の御利用がありました。

【委員】

加入希望者に加入する自治会がどこか伝えているのか。

【事務局】

伝えていません。加入促進パンフレットには、厚木市全体の地図に自治会の区域を示して、自分がどの自治会なのかを分かるようにしています。

【委員】

市外から引っ越してきた方が転入届を出しに来るときに渡している書類の中に、自治会の加入促進パンフレットも含まれているのか。

【事務局】

含まれています。転入された方がそのパンフレットを見れば、自分がどの自治会か分かるようになっています。

【事務局】

自分から知らない自治会長に電話することに抵抗を感じる方もいらっしゃるため、自治会から加入希望者に連絡する形をとっています。メールでの連絡を希望することもできます。

【委員】

大きな災害が発生した場合、自治会は自治会員を対象に活動するという考え方なので、自治会に入るメリットはあると思う。

その上で、自治会の会員の在り方を見直すこともそろそろ考えていかなければいけないと思う。

役員になりたくない、できない人がたくさんいて、それが一番ネックになっている。中には、役員はやりたくないけれど、広報などの配布物は欲しいという方もいる。そのため、役員にはならない準会員のような仕組みを作り、会費も少なくするといった方法もあるのではないかと思う。

できれば、市としてそのような議論を重ねて加入者を増やしていければ、全ての自治会に周知できるので、考えてもらいたい。

【事務局】

現在、自治会長を務めている委員に伺いたいのですが、同じ地区の中で準会員ののような制度を設けている自治会はありますか。

【委員】

聞いたことがない。

反対に、役員をやらないのであれば、会費を多く払ってほしいくらいだと思っている。

自治会内で役員の報酬を改善するかどうか議論している。それによって役員の担い手を増やしていくという方法もある。

【委員】

会則に報酬を規定して、その会則を改定すれば報酬の額を変えることができる。

【委員】

そのように対応している。自治会によって報酬が高いところと低いところがあることが問題だと思う。地区内でアンケートを行ったところ、無報酬に近い会長もいれば、15万円くらいの方もいた。自治会長の仕事は年収300万円の仕事に相当すると思う。

【委員】

自治会長は、一生懸命やればやるほど仕事が増える。

【委員】

役員の担い手がいないという問題と自治会に加入する方法という意味では、先ほどの8月からの新しい市の取組もあるし、市自治会連絡協議会のホームページをリニューアルして、そこからも自治会の情報を得られて、自治会にアプローチできるようになることを検討している。

役員の担い手がいないのと、会員がどんどん減ってしまっていることが自治会長としての一番の悩みであり、重要なテーマである。

以前は、市から各自治会長に9万円補助が出ていたが、市民からの監査請求があったのをきっかけに活動費の中に含まれてしまい、自治会によって報酬の金額がバラバラになってしまった。市から会長への報酬が出ている自治体の自治会加入率が高いという事実もあるので、検討していただきたい。

また、会長の報酬が高いところは、担い手がたくさんいると聞く。やる気のあるリーダーがたくさんいれば、自治会活動は盛んになる。

【事務局】

監査請求の件で補足させていただくと、市から自治会へ会長への報償金を交付していたこと自体は全く問題ありませんでしたが、その後、自治会活動補助金の中に含めて交付する形に変えました。

会員と準会員に分ける件については、仕事が忙しくて役員ができない方にどうやったら加入してもらえるかを考えたときに、会費に差をつけて徴収することも考えられると思います。

また、高齢になって自治会活動に参加できないから退会する方がいるというお話を

よく聞きますが、災害があったときや一人暮らしになったときに、自治会に入っていることで、地域から見守ってもらえるメリットがあると思いますので、会費を多少下げて、役員を免除することで引き続き加入してもらおうということも考えられるかと思います。

皆様からの御意見のとおり、加入者を増やす方法や、加入者が退会しないようにする方法も考えられると思いますので、市自治会連絡協議会と相談していきたいと思っています。

【委員】

そうすると、市自治会連絡協議会がガイドラインを出すという立場になる。そうしないと平等にならない。それくらい責任を持った議論をしなければならないと思う。

【委員】

役員は大変と言う方もいるが、役員を経験してよかったという方もいる。皆さん必要性は分かっている。強制はよくないけれど、どのように担い手を掘り起こしていくかだと思う。

【職務代理】

皆さんのお話を聞いていると、自治会に関していろいろと課題があることが分かった。

今回の自治基本条例の見直しでは、条文に自治会について明記するかどうかを議論するということだと思うが、自治会への加入を増やしていくことに関しては、理念でどうかなるものではなく、条例を運用する中で取り組んでいくことだと思うので、条例改正して明記するものではないという結論でよいのではないかと思います。

【委員長】

答申については、案のとおりでよろしいか。

【委員】

異議なし

(2) 令和7年度市民参加手続の実施結果について

【事務局】

資料3に基づき説明

【委員】

No. 1 三田児童館整備方針の策定については、私の住んでいる地区に関係があるので、ヒアリングの対象にしてもらいたい。

【委員】

No. 11 スポーツの聖地づくり基本計画の策定について、スポーツのまちづくりは、非常にメリットがあるし、盛り上げてもらいたいと思うので、説明を聞きたい。

【委員長】

No. 8 第 11 次総合計画の策定について、必要な手続数はパブコメ＋2 となっているが、パブリックコメント以外に審議会、意見交換会、その他の手法の3つを実施したということか。

【事務局】

必要な手続数は、最低限実施する数という意味のため、条例や計画の内容によっては、より丁寧に市民参加手続を行うこともあります。

【委員】

必要な手続数がパブコメ＋1 でも、パブコメ＋2 の手続を行ったものは、市民協働推進課に事前に相談があつて了承したということか。

【事務局】

そのとおりです。

【職務代理】

ヒアリングでは、条例や計画の変更の理由などの内容についての説明を受けるのか。それとも、条例や計画を策定するに当たって実施した市民参加手続に関する説明を受けるのか。

【事務局】

市民参加手続についてのヒアリングを行います。なぜその市民参加の手法を選んだのか、適正に実施されたかなどについて点検していただくことを目的としています。

【職務代理】

例えば、No. 3 厚木市立図書・未来館管理運営方針の策定について、パブリックコメント以外に審議会と意見交換会を実施しているが、図書館の利用者の意見が反映されないような選択となっている。この件に意向調査は必須だと思うが、あえて外した理由は何か。そういったことをヒアリングするという趣旨でよいか。

【事務局】

そのとおりです。

【職務代理】

No. 6 第3次厚木市教育振興基本計画の策定についても、計画の概要に学校給食費無償化、学校の適正規模・適正配置の検討、体育館冷暖房設置といったことが書かれていて、絶対に市民の皆さんの意見を聴かなければいけないと思うが、意向調査は行われていない。なぜ行わなかったのか聞いてみたい。

【委員】

No. 12 子育て支援センターリニューアルに係る基本計画の策定についても、意向調査は行われていないが、パブリックコメントで29件も意見が提出されている。子どもたちや保護者の意見が反映されにくいのではないか。

【事務局】

委員の皆様からの御意見は、ただ必要な手続数を満たせばよいという意識になっていないかという御指摘だと思います。

市民協働推進課として、担当課から事前に相談を受けたときに、その条例や計画の内容からどの手法を選択することが最も適切なのかをしっかりと考えてもらうように説明しなければならないと考えています。

【委員】

No. 17 厚木市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正について、学校給食費は無償化されていないのか。

【事務局】

既に無償化となっています。

今回、物価高騰により、現在の単価での給食の提供が難しい状況となっているため、一食当たりの単価を引き上げるために規則を改正しましたが、無償化のため、給食費

は公費で負担することになります。

【職務代理】

無償化のため、市民から給食費は取らないが、単価が変わると国からの交付金の金額に影響するというのと、一食にかけられる金額が上がるため、メニューの内容にも関わるということでよいか。

【事務局】

そのとおりです。

【職務代理】

ヒアリングの対象を決めるに当たっては、条例や計画の重要性というよりも、市民参加手続の実施に関して疑問が残るものを選んだ方がよいと思う。

No. 13 厚木市客引き行為等防止条例の一部改正について、意向調査を行っているが、誰を対象にどのような調査を行ったのか。

【事務局】

18 歳以上の市民を対象に、居酒屋、カラオケ、ガールズバー等の客引きに対する規制が必要か、どのような規制が必要かなどについて、御意見を聴くために実施したアンケート調査です。

【委員】

No. 12 子育て支援センターリニューアルに係る基本計画の策定について、計画の概要に、「こども心をくすぐる、冒険・経験・体験・学びができる全天候型の屋内施設を目指し」と書かれている。具体的にどのような施設を考えているのか聞いてみたい。

【職務代理】

No. 12 子育て支援センターリニューアルに係る基本計画の策定については、内容について確認するタイミングは今しかないと思う。パブコメ+1は満たしているが、意見交換会しか行っていない。もう少し市民の意見を聴く必要があるのではないかなと思う。

【委員】

No. 2 厚木市老人福祉センター寿荘移転方針の策定は、どのような内容か。

【事務局】

現在、寿荘はシティプラザの中にありますが、新庁舎や図書館を含む複合施設の建設に伴いシティプラザを解体する予定のため、移転に向けた方針を策定するものです。

【職務代理】

No. 7 アミューあつぎ駐輪場の有料化について、必要な手続数がパブコメ＋１のところをパブコメ＋２実施しているが、有料化のために実施したワークショップとはどのようなものか。

【事務局】

意見交換会の誤りです。

【職務代理】

No. 8 第 11 次総合計画の策定について、市民満足度調査や市民意識調査を行っていると思うが、意向調査に該当しないのか。

【委員】

総合計画の策定に当たって、自治会長にも説明に来てもらった。それも含まれていないのではないのか。

【事務局】

総合計画の施策の達成度を評価するための市民実感度調査を令和 6 年度まで行っていて、市民意識調査も 2 年に一度実施していますが、策定に当たって実施した市民参加手続としては、どちらも担当課から報告されませんでした。

【委員】

No. 5 厚木市企業等の立地促進等に関する条例及び同条例施行規則の一部改正について、税制優遇などが受けられる対象地域を教えてください。

【事務局】

東名厚木 IC 周辺や森の里地区などが対象地域となっていますが、詳細については、次回会議までに確認します。

【委員長】

委員の皆様の御意見をまとめると、次回会議でヒアリングを行うのは、No.3 厚木市立図書・未来館管理運営方針の策定、No.6 第3次厚木市教育振興基本計画の策定、No.12 子育て支援センターリニューアルに係る基本計画の策定の3つでよろしいか。

【委員】

異議なし

(3) 令和8年度市民参加手続の報告について

【事務局】

資料4～5に基づき説明

【職務代理】

厚木市学校教育情報化推進計画の策定について、意向調査と意見交換会を実施する予定となっているが、ICTに関することなので、専門家の知見が必要かと思う。意見交換会にICTの分野の専門家を招へいする予定などはあるか。

自治体が独自にICTに関する計画を策定すると、形骸化してしまう例があるため、専門家の意見を聴く審議会などは必要ないのかが気になる。

【事務局】

次回会議までに確認します。

【委員長】

本日の案件は、全て終了となります。進行を事務局にお返しします。

(4) その他

【事務局】

次回の会議は、10月を予定しています。

日程が決定しましたら、開催通知をお送りします。

(5) 閉会

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議は終了します。